INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.237 2026 年 10 月 30 日

中国の集積回路配置設計保護条例の改正について

今般 2026 年 10 月 15 日より施行された集積回路配置設計保護条例（日本でいう「半導体集積回路の回路配置に関する法律」に相当）について、主な改正点を次のとおりご案内申し上げます。

記

1.従来の「半導体集積回路の回路配置」から次世代の「光子や量子などの機能を持つ集積回路の回路配置」への保護対象の拡大
2.外国人による手続きを中国特許代理人に委任することの明文化
3.回路配置利用権者の濫用などによる独占的行為に「独占禁止法」を適用
4.回路配置利用権者は創作者となる自然人に関係法令に基づき合理的な報酬を支給する制度の導入
5.回路配置の設計の独創性に関する声明（設計領域、同要点及び対応の機能の具体的な説明）の提出を方式要件に追加
6.登録機関の復審決定に対する不服とする行政訴訟の提起期間の短縮
7.回路配置の設定登録に対する第三者による取消請求制度の導入
8.権利回復請求が可能の条件を規定
9.内国人が外国人に回路配置利用権を譲渡する場合に係る関連法令に基づく手続の義務化
10.利用権の許諾に係る同許諾契約の発効日から3ヶ月以内の登録機関への同許諾の届け出を義務化
11.共有に係る回路配置利用権の権利行使には共有者全員の同意が必要
12.重大な侵害行為に対する懲罰的損害賠償（最大 5 倍の賠償）制度の導入
13.訴訟の提起前に人民法院に対し侵害行為の停止及び財産の保存措置の命令を請求する規定の削除
14.未公開内容の漏洩、国家秘密の漏洩又は営業秘密の侵害に関わった場合の処罰（処分）
15.回路配置の複製物や図面の電子データは国家機関が法により職務を遂行する場合を除き、閲覧又は複製することを禁止
16.相手国による対中制限や不利益な扱いへの対等な対抗措置の導入

以上

（出典：中国特許庁）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。